

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県立胆沢病院及び岩手県立江刺病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 購入等件名    | 令和8年度 胆江保健医療圏 医療ガスの単価契約  |
| (2) 調達件名の特質等 | 仕様書のとおり  |
| (3) 納入期限     | 発注後3日以内とする。<br>ただし、病院長が3日を超えて指定したときは指定した日とする。                  |
| (4) 納入場所     | 岩手県立胆沢病院 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場 61 番地<br>岩手県立江刺病院 岩手県奥州市江刺西大通り 5 番 23 号 |

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社、支店または営業所等を有しており、その営業所等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 一般財団法人日本産業・医療ガス協会の会員（医療ガス）であり、緊急時に即時対応が可能な体制であること。

## 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要書類として、次の書類を令和8年3月6日（金）午後5時までに13（4）の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 仕様書

- ① 当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。
- ② 当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。

ウ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載す

るとともに実売価格を記載すること。

定価見積書又は標準価格見積書の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

- ① 提出年月日
  - ② 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びファックス番号、担当者名（問い合わせ先）
  - ③ 調達件名（物品名）
  - ④ 数量
  - ⑤ 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。）
  - ⑥ 納品場所
- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県立胆沢病院において審査するものとする。  
なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和8年3月10日（火）正午までとする。
- (4) 審査結果は、令和8年3月10日（火）までにファックスにより通知する。

#### 4 入札の方法等

- (1) 1(1)について品目ごと及び各単位あたりの単価で入札に付すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。  
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和8年3月13日（金）午前11時20分
- (2) 場所  
岩手県立胆沢病院 2階大会議室

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

## 8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県立胆沢病院長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名
- (6) 規格・銘柄
- (7) 数量

## 9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

## 12 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。  
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立胆沢病院に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

### 13 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 契約者は、当該契約の完了後、契約不適合責任を負うものであること。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒023-0864 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地  
岩手県立胆沢病院総務課管財係  
電話：0197-24-4121 FAX：0197-24-8194
- (5) 仕様書に関する照会先  
(4)に同じ